

令和3年4月 富山市議会臨時会議案

目 次

議案第 1 3 2 号	令和 3 年度富山市一般会計補正予算（第 1 号）……………	1 頁
議案第 1 3 3 号	財産取得の件（化学消防ポンプ自動車 1 台）……………	7
議案第 1 3 4 号	富山市固定資産評価員の選任に関し同意を求める件……………	8
報告第 8 号	専決処分について承認を求める件（富山市市税条例等の一部 を改正する条例制定の件）……………	9
報告第 9 号	専決処分について承認を求める件（富山市高度利用地区にお ける固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する 条例制定の件）……………	1 8
報告第 1 0 号	専決処分報告の件（損害賠償請求に係る和解の件）……………	2 0

議案第 1 3 2 号

令和 3 年度富山市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度富山市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 9 1 , 7 1 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 7 2 , 8 9 4 , 5 6 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 4 月 3 0 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		24,116,468	191,717	24,308,185
	2 国庫補助金	5,645,745	191,717	5,837,462
歳入合計		172,702,846	191,717	172,894,563

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		63,030,719	191,717	63,222,436
	2 児童福祉費	29,201,749	191,717	29,393,466
歳 出	合 計	172,702,846	191,717	172,894,563

歳入歳出予算事項別明細書

1 歳 入

款15 国庫支出金 項 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
2 民生費補助 金	1 ,168,004	191,717	1 ,359,721	2児童福祉費 補助金	191,717	1新型コロナウイルス感染症セーフテ ィネット強化交付金 191,717
計	5 ,645,745	191,717	5 ,837,462			
合計	24 ,116,468	191,717	24 ,308,185			

2 歳 出

款 3 民生費 項 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
3 母子福祉費	2 , 659, 158	191, 717	2 , 850, 875	国 191, 717		3職員手当等	315	1子育て世帯生活支 援特別給付金支給 事業費 191, 717
						10需用費	501	
						11役務費	706	
						12委託料	2, 695	
						18負担金補助 及び交付金	187, 500	
計	29 , 201, 749	191, 717	29 , 393, 466	国 191, 717				
合計	63 , 030, 719	191, 717	63 , 222, 436	国 191, 717				

給 与 費 明 細 書

一 般 職 (会計年度任用職員以外の職員)

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(55) 3,076		11,229,156	8,065,464	19,294,620	3,599,097	22,893,717	
補 正 前	(55) 3,076		11,229,156	8,065,149	19,294,305	3,599,097	22,893,402	
比 較				315	315		315	

※ () 内は、短時間勤務職員数で外数

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	超 過 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後	879,138
	補 正 前	878,823
	比 較	315

(2) 職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
職 員 手 当	315	子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費の増分	315 超過勤務手当	315

議案第 1 3 3 号

財産取得の件

富山市消防局物品として、次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和 3 年 4 月 3 0 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

- 1 取得する財産 化学消防ポンプ自動車 1 台
- 2 取得価格 6 8 , 4 2 0 , 0 0 0 円
- 3 契約の相手方 富山市牛島新町 4 番 1 0 号
株式会社モリタ富山営業所
所長 伊藤 晶広

議案第134号

富山市固定資産評価員の選任に関し同意を求める件

富山市固定資産評価員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により、市議会の同意を求める。

令和3年4月30日提出

富山市長 藤井裕久

記

富山市財務部資産税課長 小川徹雄 昭和45年12月12日生

報告第 8 号

専決処分について承認を求める件

次の事項を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

令和3年4月30日提出

富山市長 藤井裕久

記

- 1 富山市市税条例等の一部を改正する条例制定の件

専決第 1 9 号

富山市市税条例等の一部を改正する条例制定の件
富山市市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 3 1 日専決

富山市長 森 雅 志

富山市市税条例等の一部を改正する条例

(富山市市税条例の一部改正)

第 1 条 富山市市税条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 0 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 9 条の 2 第 4 項中「所得税法第 1 9 8 条第 2 項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第 4 8 条の 9 の 7 の 2 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす」に改め、「次条第 4 項」の次に「及び第 5 7 条第 3 項」を加える。

第 2 9 条の 3 第 4 項中「所得税法第 2 0 3 条の 6 第 6 項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第 4 8 条の 9 の 7 の 3 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす」に改める。

第 5 6 条第 1 項第 1 号中「次条第 2 項及び」の次に「第 3 項並びに」を加える。

第 5 7 条に次の 2 項を加える。

3 第 1 項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第 4 8 条の 1 8 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第 2 項の規定の適用につ

いては、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第91条の5第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第20条第3項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同条第14項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同条中第15項を削り、第16項を第15項とし、第17項を第16項とする。

附則第22条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第23条の見出し中「平成31年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、

同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第24条の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第26条中「(平成30年法律第3号。以下「平成30年改正法」という。)附則第22条第1項」を「(令和3年法律第7号。以下「令和3年改正法」という。)附則第14条第1項」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第27条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加える。

附則第32条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第32条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第32条の2の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3

項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第33条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第94条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限り。）に対する第94条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第94条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第34条第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第44条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第6項中「平成30年改正法附則第22条第1項」を「令和3年改正法附則第14条第1項」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第45条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第47条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第48条中「第13項、第18項、第19項、第21項、第37項、第38項、第44項若しくは第48項」を「第10項、第15項、第16項、第18項、第33項、第34項、第39項若しくは第43項」に改める。

附則第54条に次の1項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第16条の2の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(富山市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 富山市市税条例等の一部を改正する条例（令和2年富山市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、富山市市税条例第45条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第2条のうち、富山市市税条例第46条第4項の改正規定中「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第5項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第2条のうち、富山市市税条例第48条の改正規定中「第48条第4項」を「第48条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

第2条のうち、富山市市税条例附則第10条第2項及び第11条の改正規定中「及び第11条」を削り、同改正規定の次に次のように加える。

附則第11条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第8

1 条の 2 4 第 1 項の規定により延長された法第 3 2 1 条の 8 第 4 項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第 2 項中「又は法第 3 2 1 条の 8 第 4 項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の富山市市税条例（以下「新条例」という。）第 2 9 条の 2 第 4 項の規定は、この条例の施行の日（以下この条及び附則第 4 条において「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った第 1 条の規定による改正前の富山市市税条例（次項において「旧条例」という。）第 2 9 条の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新条例第 2 9 条の 3 第 4 項の規定は、施行日以後に行う新条例第 2 9 条の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による新条例第 2 9 条の 3 第 4 項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第 2 9 条の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による旧条例第 2 9 条の 3 第 4 項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 2 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 生産性向上特別措置法（平成 3 0 年法律第 2 5 号）の施行の日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律

第7号) 第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号) 附則第15条第41項に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条第41項に規定する機械装置等(以下この項において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報告第 9 号

専決処分について承認を求める件

次の事項を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

令和3年4月30日提出

富山市長 藤井裕久

記

- 1 富山市高度利用地区における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定の件

専決第 2 0 号

富山市高度利用地区における固定資産税の不均一課税に関する
条例の一部を改正する条例制定の件

富山市高度利用地区における固定資産税の不均一課税に関する条例
の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 3 1 日専決

富山市長 森 雅 志

富山市高度利用地区における固定資産税の不均一課税に関する
条例の一部を改正する条例

富山市高度利用地区における固定資産税の不均一課税に関する条例
(平成 2 7 年富山市条例第 5 9 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「平成 3 3 年 3 月 3 1 日」を「令和 5 年 3 月 3 1 日」に
改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

報告第 1 0 号

専決処分報告の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定されている次の事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 4 月 3 0 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

1 損害賠償請求に係る和解の件

損害賠償請求に係る和解の件

専決処分番号	専決処分年月日	専決処分の内容
1 1	令和 3年 3月25日	損害賠償額 金 21,504 円 和解及び損害賠償の相手方 富山市在住 1 名 事由 道路管理上の車両破損事故 ・ 発生日 令和 3年 1月 19 日 ・ 場所 富山市西二俣地内
1 2	令和 3年 3月25日	損害賠償額 金 3,750 円 和解及び損害賠償の相手方 中新川郡上市町在住 1 名 事由 道路管理上の車両破損事故 ・ 発生日 令和 3年 1月 25 日 ・ 場所 富山市五福地内
1 3	令和 3年 3月25日	損害賠償額 金 21,527 円 和解及び損害賠償の相手方 富山市在住 1 名 事由 道路管理上の車両破損事故 ・ 発生日 令和 3年 2月 8 日 ・ 場所 富山市中老田地内

専決処分番号	専決処分年月日	専決処分の内容
1 4	令和 3年 3月 25日	損害賠償額 金 9, 8 4 5 円 和解及び損害賠償の相手方 中新川郡上市町在住 1 名 事由 道路管理上の車両破損事故 ・発生日 令和 3年 2月 8日 ・場所 富山市中老田地内
1 5	令和 3年 3月 25日	損害賠償額 金 5, 2 2 5 円 和解及び損害賠償の相手方 富山市在住 1 名 事由 道路管理上の車両破損事故 ・発生日 令和 3年 2月 2 0日 ・場所 富山市中老田地内
1 6	令和 3年 3月 25日	損害賠償額 金 2 6, 0 8 4 円 和解及び損害賠償の相手方 高岡市在住 1 名 事由 道路管理上の車両破損事故 ・発生日 令和 3年 2月 2 1日 ・場所 富山市中老田地内

専決処分番号	専決処分年月日	専決処分の内容
17	令和3年3月29日	損害賠償額 金233,008円 和解及び損害賠償の相手方 富山市在住1名 事由 交通事故 ・発生日 令和3年1月12日 ・場所 富山市森二丁目地内
18	令和3年3月29日	損害賠償額 金124,091円 和解及び損害賠償の相手方 富山市在住1名 事由 富山市民プールにおける施設管理上の車両破損事故 ・発生日 令和3年1月17日 ・場所 富山市荒川四丁目地内
21	令和3年3月31日	損害賠償額 金528,803円 和解及び損害賠償の相手方 富山市在住1名 事由 交通事故 ・発生日 令和3年1月2日 ・場所 富山市山田赤目谷地内

専決処分番号	専決処分年月日	専決処分の内容
2 2	令和 3年 3月 31日	損害賠償額 金 4 6 9 , 0 3 2 円 和解及び損害賠償の相手方 富山市在住 1 名 事由 市道除雪作業における器物破損事故 ・ 発生日 令和 3 年 1 月 1 2 日 ・ 場所 富山市婦中町上井沢地内
2 3	令和 3年 3月 31日	損害賠償額 金 6 , 1 7 1 円 和解及び損害賠償の相手方 富山市所在 1 法人 事由 道路管理上の車両破損事故 ・ 発生日 令和 3 年 3 月 2 日 ・ 場所 富山市大野地内
2 4	令和 3年 4月 14日	損害賠償額 金 1 , 6 3 9 円 和解及び損害賠償の相手方 富山市在住 1 名 事由 道路管理上の車両破損事故 ・ 発生日 令和 3 年 2 月 4 日 ・ 場所 富山市婦中町羽根地内